

守山市における不登校児童生徒を支援する民間施設等についてのガイドライン

平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることが示された。

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け努力を続けているもの者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し、支援する必要がある。このガイドラインは、これらの民間施設において児童生徒が相談・指導を受ける際、保護者、学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、各民間施設への訪問等を通して、総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導に関し深い理解と知識または経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- (1) 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うこと主たる目的とし、社会的に自立することを目指す取組がなされていること。
- (2) 著しく営利本位でなく、入会金、授業料(月額・年額等)等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。
- (3) 活動の拠点や責任者の所在、及び連絡先が明らかにされていること。

3 相談・指導の在り方について

- (1) 児童生徒の生命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・指導等が行われていること。
- (2) 不登校には、心理的、情緒的、身体的、社会的要因・背景等により、様々な態様があることから、受入れに当たっては、面接を行うなどして、児童生徒のタイプや状況把握が適切に行われ、指導体制が明確にされていること。
- (3) 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導等の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談・指導が行われていること。
- (4) 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
- (5) 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- (1) 相談・指導スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、過去に子どもを対象とした性犯罪に関わっていないこと。
- (2) 専門的なカウンセリング等の方法により相談を行う場合は、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。

- (3) 宿泊による指導を行う民間施設にあつては、生徒指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- (1) 学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- (2) 利用施設・設備にあつては、保健衛生上、安全上及び管理上適切な設備を有していること。
- (3) 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舍をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との連携について

- (1) 民間施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 宿泊による指導を行う民間施設にあつては、たとえ民間施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。